

令和7年12月19日
河 北 町

障がい者である職員の雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和7年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

障害者雇用率

| | 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数 ① | 障がい者である職員の数 ② | 障がい者雇用率 ※法定雇用率2.8% ③ (②/①) | 不足数 |
|-------------------|-----------------------------|------------------|----------------------------------|------|
| 町長部局及び 教育委員会部局 | 238.5人 | 9人 | 3.77% | 0.0人 |

(注意)

1. 河北町は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、町長部局、教育委員会部局に勤務する職員を合算しています。
2. ①、②については「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引き」に基づき算定しているため、実際の職員数とは異なります。
3. 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が少数であり、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度が推認されるおそれがあるため、非公表とします。